

# 内部質保証に関する方針

## 1. 基本方針

建学の精神に基づいて定められた本学の使命・目的の達成のため、全教職員が連携・協力して、教育研究活動その他大学の諸活動の自主的・自律的な点検・評価を行い、その評価結果を改善に繋げ、教育研究の質を継続的に向上させる。

## 2. 内部質保証実施体制

内部質保証の客観性の担保と PDCA サイクル実質化の観点から以下の実施体制とする。

### (1) 大学運営協議会

学長が委員長となる大学の最高意思決定機関であり、本方針に基づく内部質保証推進に責任を負う組織である。

### (2) 自己評価委員会

大学運営協議会のもとに設置され、自己点検・評価活動を企画・立案、実施し、評価結果を取りまとめ、大学運営協議会に提出し、その承認を得て社会に公表する。

### (3) 内部質保証委員会

自己点検・評価結果を精査し、改善事項を学長に報告する。大学運営協議会での精査・審議に基づいて関係部局、委員会に改善を指示し、教育研究の質の向上につなげる。

### (4) 教学 IR 委員会

内部質保証推進に必要な大学の教育研究活動及びその他諸活動に関するデータの収集、調査、分析を行い、大学運営協議会、自己評価委員会及び内部質保証委員会に提供する。

## 3. 情報公開

社会に対する説明責任とステークホルダーへの情報提供の観点より、自己点検・評価の結果を公開する。また、それを補完する目的で、教育研究に係る各種情報を大学ホームページにおいて公開する。